

写

2 消安第 6357 号
2 農振第 3720 号
令和 3 年 4 月 1 日

（各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県知事） 殿

消費・安全局長
農村振興局長

豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きについて

豚熱ウイルスの拡散防止等のため、野生イノシシにおいて陽性が確認された地点から半径 10km 圏内の区域（以下「感染確認区域」という。）で捕獲した野生イノシシのジビエ利用については、「CSF まん延防止のための野生イノシシの捕獲の強化について」（令和元年 8 月 28 日付け元農振第 1268 号農村振興局長通知）において、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡を行わないこと等を要請してきたところである。

一方、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）等に基づき実施する野生イノシシにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（サーベイランス）では、感染確認区域によっては、継続的に豚熱陽性野生イノシシが確認されなくなっている中、野生イノシシにおける豚熱発生県からは豚熱陰性野生イノシシのジビエ利用を望む声があり、また、令和 2 年 3 月の家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、豚熱陰性野生イノシシの適切な利用に向けた取組を推進するとされた。

これらを踏まえ、農林水産省では、感染確認区域でのジビエ利用方法等に係る実証事業を野生イノシシにおける豚熱発生県の協力を得て行うとともに、有識者による「豚熱検査実証事業に関する検討会」において、動物衛生等の専門家の科学的知見を踏まえ、家畜防疫に加え、食品衛生も確保しつつ、感染確認区域で捕獲した豚熱陰性野生イノシシの出荷を可能とする枠組みを検討し、今般、別添の「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」を取りまとめた。

豚熱の発生は、養豚産業等に甚大な影響を及ぼすことから、捕獲者や処理加工施設の管理者、従業員等の関係者は本手引きを遵守し、豚熱ウイルス拡散防止策を徹底した上でジビエ利用することが求められる。

については、都道府県におかれては、管内市町村及びジビエ処理加工施設等関係事業者に対しては、本手引きを周知いただくとともに、運用に当たっては、食品衛生部局及び環境部局と連携しながら、ジビエ処理加工施設等関係事業者が本手引きに従って適切にジビエ利用が図られるよう、指導願いたい。